

親族登録者向け規約

- 第1条 この制度は親族登録者制度（以下本制度という）と称します。
- 第2条 本制度は東日本振興株式会社の経営且つ所有する取手国際ゴルフ倶楽部の施設を利用して、健全なスポーツとしてのゴルフを通じ親睦を図ることを目的とします。
- 第3条 本制度の事務局は、クラブハウス内に置きます。
- 第4条 本制度へ入会を希望する者は、会員（以下親会員という）を介し所定の手続きと登録料の支払いが必要です。
- 第5条 本制度の有効期間は2年間とします。
- 第6条 本制度の資格は以下の通りです。
会員の紹介を介し、定められた登録料を払込んだもの。
平日(月曜～金曜)の利用に限り本制度を適用します。
- 第7条 ゴルフ場利用約款に則ってゴルフ場をご利用いただきます。
- 第8条 同伴又は紹介された利用者のゴルフ場利用に伴う一切の債務及び行為についても利用者と連帯して登録者もしくは親会員に保証していただきます。
- 第9条 ゴルフ場に対して常識の範囲を超える迷惑を掛けた場合（ゴルフ場資産の保護の不履行・度重なる予約キャンセル等営業妨害等）、勧告の後に改善が見られない場合には本制度登録者除名処分いたします。この場合、納付済の登録料は返金いたしません。
- 第10条 申込み親会員の会員資格が無くなった場合は、その時点で登録者としての利用ができなくなります。この場合、納付済の登録料は返金いたしません。
- 第11条 登録者の権利は、他に譲渡・転売はできません。
- 第12条 個人都合による退会を希望される場合も、納付済の登録料は返金いたしません。
- 第13条 本規約は必要に応じて変更されることがあります。